

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 福島県人事委員会
職員給与の支給に関する規則の一部を改正する規則
- 市町村立学校職員給与の支給に関する規則の一部を改正する規則
- 初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
- 市町村立学校職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
- 職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

福島県人事委員会

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成三十一年三月十九日

福島県人事委員会

委員長 笠 間 善 裕

福島県人事委員会規則第三号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和三十五年福島県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第三十一条の二中「警察本部又は警察署における警備又は事件の捜査、処理等」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

一 警察本部又は警察署における警備又は事件の捜査、処理等のための待機等の業務

二 教育又は研修の機関における学生等の生活指導等のための定時的巡視等の業務

別表第一家畜保健衛生所の項の次に次のように加える。

高等学校
中学校

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百四十条の規定による特別支援教育に直接従事することを

本務とする職員

別表第八の三中 「福島県農業総合センター」を「福島県農業総合センター」に、
「福島県郡山自然の家」を「福島県郡山自然の家」に、
「福島県あぶくま高原道路管理事務所」を「福島県あぶくま高原道路管理事務所」に改める。
島県立小野高等学校平田校

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

（採用給与課）

市町村立学校職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成三十一年三月十九日

福島県人事委員会

委員長 笠 間 善 裕

福島県人事委員会規則第四号

市町村立学校職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の給与の支給に関する規則（昭和三十五年福島県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

別表第一小学校中学校義務教育学校の項職員の欄第二号中「第百四十条第一項」を「第百四十条」に改める。

別表第二郡山市の項中 「郡山市立湖南小学校」を「郡山市立熱海小学校石筵分校」に改める。

郡山市立熱海小学校石筵分校

分校

別表第四の五の表中 「郡山市立安子島小学校」を「郡山市立安子島小学校」に、
「郡山市立上伊豆島小学校」を「郡山市立上伊豆島小学校」に、

郡山市立上伊豆島小学校

「郡山市立湖南小学校」を「郡山市立逢瀬中学校」に、
「郡山市立御館中学校」を「郡山市立御館中学校」に改める。

郡山市立御館中学校

立湖南小学校

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

（採用給与課）

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成三十一年三月十九日

福島県人事委員会規則第五号

福島県人事委員会
委員長 笠 間 善 裕

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則（昭和三十六年福島県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第二十五条の第二項中「場合」の下に「（次項に規定する場合を除く。）」を加え、同条第三項中「前二項」を「前三項」に、「前項」を「これら」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 教育職給料表の職務の級が三級である職員を特二級に降格させた場合におけるその者の号給は、三級に昇格した日の前日において特二級であった者は三級に昇格した日の前日に受けていた号給にその者が三級に昇格した日以後に受けた号給数に相当する数を加えて得た号給とし、三級に昇格した日の前日において二級であった者は当該昇格した日に特二級に昇格があつたものとした場合に受ける号給にその者が三級に昇格した日以後に受けた号給数に相当する数を加えて得た号給とする。

別表第二の五級の項第二号及び六級の項第一号中「研究所副所長」の下に「専門職」を加える。
別表第三の二級の項の次に次のように加える。

特二級 相当困難な業務を行う指導主事、社会教育主事又は管理主事の職務

別表第十二中「養護教諭」を「及び栄養教諭並びに養護教諭」に改める。
別表第二十三中「教諭並びに」を「教諭及び栄養教諭並びに」に改める。

備考 特二級である職員を三級に昇格させた場合におけるこの表の適用に当たつては、「昇格した日の前日」に受けていた号給とあるのは、「特二級に昇格した日の前日」に受けていた職務の級の号給に、その者が特二級に昇格した日以後の昇給の号給数の合計に相当する数を加えて得た号給」と読み替えるものとする。

別表第二十九の三の表備考を削る。

この規則は、平成三十一年三月二十五日から施行する。
（採用給与課）

市町村立学校職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月十九日

福島県人事委員会
委員長 笠 間 善 裕

福島県人事委員会規則第六号

市町村立学校職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則（昭和三十六年福島県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。
別表第二の二級の項の次に次のように加える。

特二級 相当困難な業務を行う指導主事の職務

別表第三から別表第六までの規定中「栄養教諭」を「及び栄養教諭」に改める。
別表第七の一の表備考及び二の表備考を次のように改める。

備考 特二級である職員を三級に昇格させた場合におけるこの表の適用に当たつては、「昇格した日の前日」に受けていた号給とあるのは、「特二級に昇格した日の前日」に受けていた職務の級の号給に、その者が特二級に昇格した日以後の昇給の号給数の合計に相当する数を加えて得た号給」と読み替えるものとする。
別表第八の一の表備考及び二の表備考を削る。

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。
（採用給与課）

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成三十一年三月十九日

福島県人事委員会
委員長 笠 間 善 裕

福島県人事委員会規則第七号

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（平成十二年福島県人事委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「養護教諭」の下に「栄養教諭」を加える。
第十八条第三項中「高等学校」の下に「中学校」を加え、同条第八項第三号ア中「七千二百円」を「七千四百円」に改め、同号イ中「五千三百円」を「六千円」に改める。
第二十二條第三項第一号中「第一項第一号」を「次に掲げる業務（以下「交通捜査等」という。）であつて、第一項第一号」に、「業務」を「もの」に、「四百六十円」を「八百四十円」に改め、同号に次のように加える。

- ア 交通事故の捜査
- イ 暴走族等（福島県暴走族等根絶条例（平成十六年福島県条例第五十一号）第二十一条第四号に規定する暴走族等をいう。）に係る捜査又は取締り
- ウ 飲酒運転、無免許運転等の悪質かつ危険な交通違反の捜査
- エ 交通事故処理

第二十二條第三項第二号中「第一項第二号」を「交通捜査等であつて、第一項第二号」に、「業務」を「もの」に、「四百四十円」を「五百六十円」に改め、同項第三号中「二百八十円」を「二百五十円」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三 交通捜査等以外の業務であつて、第一項第一号の道路において行うもの 四百六十円

四 交通捜査等以外の業務であつて、第一項第二号の道路において行うもの 三百十円

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第十八条第八項第三号アの改正規定は、公布の日から施行する。

2 この規則(第十八条第八項第三号アの改正規定に限る。)による改正後の職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の規定は、平成三十年四月一日から適用する。

(採用給与課)